

平成24年度第1回

大阪府高齢者医療懇談会《資料》

*** 目 次 ***

(1) 制度施行状況について

- 被保険者数の推移と被保険者年齢構成について . . . 1
- 所得階層別の被保険者数 . . . 2
- 保険料の算定方法と保険料率の推移及び保険料
収納率の推移 . . . 3
- 市町村別保険料収納率 . . . 4
- 全国の広域連合における保険料収納率の推移 . . . 5
- 医療給付費の年度別比較 . . . 6
- 平成22年度1人当たり給付費 . . . 7
- 平成23年度健康診査受診状況 . . . 8

(2) ジェネリック医薬品差額通知にかかる報告について

- ジェネリック医薬品差額通知にかかる報告について . . . 9

(3) 高齢者医療制度を巡る国の動向について

- 高齢者医療制度を巡る国の動向 . . . 10

○ 被保険者数の推移と被保険者年齢構成について

被保険者数

(単位:人)

		被保険者数	増減数(対前年)	20年4月との比較(%)
平成20年	4月末	723,702		
平成21年	4月末	755,953	32,251	104.46
平成22年	4月末	790,458	34,505	109.22
平成23年	4月末	828,471	38,013	114.48
平成24年	4月末	864,632	36,161	119.47

(内訳)

(単位:人)

		75歳以上被保険者数		65歳以上75歳未満被保険者数	
		被保険者数	増減数(対前年)	被保険者数	増減数(対前年)
平成20年	4月末	695,662		28,040	
平成21年	4月末	729,678	34,016	26,275	-1,765
平成22年	4月末	766,049	36,371	24,409	-1,866
平成23年	4月末	806,232	40,183	22,239	-2,170
平成24年	4月末	844,149	37,917	20,483	-1,756

平成24年4月末現在の被保険者年齢構成

年齢階層別	被保険者数(人)	構成比(%)
65歳～69歳	6,777	0.78
70歳～74歳	13,706	1.59
小計(65歳～74歳)	20,483	2.37
75歳～79歳	386,285	44.68
80歳～84歳	248,940	28.79
85歳～89歳	134,858	15.60
90歳～94歳	55,110	6.37
95歳～99歳	16,355	1.89
100歳～	2,601	0.30
小計(75歳～)	844,149	97.63
合計	864,632	100.00

平均年齢	81.3	歳
------	------	---

平均年齢は、各年齢階層の中間年齢(100歳～は、102歳)に各被保険者数を乗じた数値の和を被保険者総数で除したものの。

○ 所得階層別の被保険者数

(平成23年9月末現在)

所得額	被保険者数(人)	構成割合
所得なし	441,698	52.59%
30万円未満	57,206	6.81%
30万円以上 50万円未満	32,929	3.92%
50万円以上 100万円未満	63,275	7.53%
100万円以上 150万円未満	67,514	8.04%
150万円以上 200万円未満	67,358	8.02%
200万円以上 250万円未満	43,903	5.23%
250万円以上 300万円未満	15,339	1.83%
300万円以上 400万円未満	14,380	1.71%
400万円以上 500万円未満	7,307	0.87%
500万円以上 700万円未満	7,257	0.86%
700万円以上1000万円未満	5,294	0.63%
1000万円以上	8,177	0.97%
所得不詳	8,296	0.99%
合計	839,933	100%

均等割額のみ賦課
(被保険者の約6割)

均等割額及び所得割額
を賦課
(被保険者の約4割)

※所得は、収入から各種所得控除後の所得（基礎控除額33万円を除く）。

（例）年金収入のみで、年収が120万円以下の場合（公的年金等控除額120万円） → 「所得なし」

※厚生労働省「平成23年度 後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」から抜粋。

○ 保険料の算定方法と保険料率の推移及び保険料収納率の推移

◆保険料の算定方法

$$\text{保 険 料 (年 額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額 (注1)}$$

(注1)賦課のもととなる所得金額 × 所得割率

◆保険料率の推移

年 度	均等割額(年額)	所得割率	年間限度額
平成20・21年度	47,415円	8.68%	50万円
平成22・23年度	49,036円	9.34%	50万円
平成24・25年度	51,828円	10.17%	55万円

【均等割額の軽減措置等（世帯の所得水準に応じて軽減）】

軽減割合	軽減後の均等割額(平成24・25年度)		適用人員	被保険者に占める割合
	年 額	月 額		
9割	5,182円	432円	272,961人	32.30%
8.5割	7,774円	648円	126,732人	15.00%
5割	25,914円	2,160円	16,512人	1.95%
2割	41,462円	3,455円	58,231人	6.89%
合 計			474,436人	56.14%

※適用人員は平成23年度の保険料年次賦課時の人員。

※9割軽減には被扶養者であった被保険者にかかる均等割額の軽減も含む。

※別途、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の場合、所得割額を一律5割軽減。

(要件)

軽減割合	軽減判定基準
9割	8.5割軽減世帯に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき（ただし、公的年金等控除額は80万円として計算） 後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方 ※当該軽減の他、所得割は賦課されません
8.5割	世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が基礎控除額（33万円）を超えないとき
5割	世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が【基礎控除額（33万円）+ 24.5万円×被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）】を超えないとき
2割	世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が【基礎控除額（33万円）+ 35万円×被保険者の数】を超えないとき

◆保険料収納率の推移

年 度	保険料収納率	増減数(対前年度)
平成20年度	98.40%	
平成21年度	98.56%	0.16%
平成22年度	98.78%	0.22%
平成23年度	98.93%	0.15%

(調定額と収納額)

(単位：円)

年 度	調定額	収納額
平成20年度	58,739,480,623	57,799,571,781
平成21年度	60,171,938,720	59,304,409,186
平成22年度	64,561,650,168	63,776,952,143
平成23年度	66,819,810,683	66,104,658,476

○ 市町村別保険料収納率

	平成22年度			平成23年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
大阪市	18,055,116,314	17,743,362,379	98.27%	18,321,763,278	18,045,829,559	98.49%
堺市	6,156,046,822	6,101,780,760	99.12%	6,389,065,932	6,343,058,457	99.28%
岸和田市	1,381,058,596	1,367,181,938	99.00%	1,435,306,776	1,422,048,758	99.08%
豊中市	3,510,745,045	3,462,798,451	98.63%	3,657,987,558	3,618,912,654	98.93%
池田市	1,069,412,641	1,058,547,172	98.98%	1,088,735,319	1,078,858,057	99.09%
吹田市	2,949,745,453	2,921,359,954	99.04%	3,076,121,669	3,047,972,013	99.08%
泉大津市	463,716,453	460,185,621	99.24%	480,062,323	476,775,130	99.32%
高槻市	3,242,233,709	3,219,748,506	99.31%	3,406,041,538	3,381,470,258	99.28%
貝塚市	565,199,920	559,870,912	99.06%	585,217,791	580,280,159	99.16%
守口市	958,318,789	944,498,738	98.56%	983,035,123	968,389,920	98.51%
枚方市	3,139,258,245	3,106,577,559	98.96%	3,287,632,002	3,256,523,237	99.05%
茨木市	2,086,133,024	2,073,340,575	99.39%	2,184,100,004	2,172,414,602	99.46%
八尾市	2,059,369,133	2,036,591,089	98.89%	2,125,576,157	2,106,484,283	99.10%
泉佐野市	647,063,146	641,044,093	99.07%	669,368,093	665,140,994	99.37%
富田林市	980,241,805	973,560,053	99.32%	1,018,785,967	1,009,955,615	99.13%
寝屋川市	1,657,435,134	1,638,030,695	98.83%	1,724,061,412	1,707,179,290	99.02%
河内長野市	1,053,437,993	1,047,760,062	99.46%	1,107,686,830	1,103,338,434	99.61%
松原市	842,877,624	837,733,977	99.39%	889,293,306	885,068,812	99.52%
大東市	721,490,435	711,436,451	98.61%	765,317,187	754,227,029	98.55%
和泉市	981,517,616	973,390,839	99.17%	1,034,203,133	1,029,104,635	99.51%
箕面市	1,217,918,002	1,204,954,583	98.94%	1,278,998,922	1,265,760,265	98.96%
柏原市	483,067,013	477,184,246	98.78%	506,010,899	499,935,428	98.80%
羽曳野市	944,776,607	935,605,914	99.03%	981,936,970	973,847,049	99.18%
門真市	739,737,947	725,561,521	98.08%	784,595,238	772,667,200	98.48%
摂津市	534,053,986	528,521,925	98.96%	560,337,567	555,446,411	99.13%
高石市	500,539,480	497,546,233	99.40%	518,991,894	516,469,804	99.51%
藤井寺市	572,919,711	568,421,095	99.21%	579,674,382	575,082,325	99.21%
東大阪市	3,364,378,677	3,307,824,381	98.32%	3,503,501,062	3,442,960,210	98.27%
泉南市	395,825,360	390,451,592	98.64%	418,660,979	415,422,964	99.23%
四條畷市	327,383,263	324,228,903	99.04%	351,387,107	348,502,044	99.18%
交野市	581,603,046	576,198,842	99.07%	633,464,413	627,945,994	99.13%
大阪狭山市	513,254,658	507,750,716	98.93%	540,418,993	534,666,494	98.94%
阪南市	376,018,750	374,789,678	99.67%	392,592,307	391,051,510	99.61%
島本町	252,694,752	250,495,710	99.13%	265,557,692	263,914,455	99.38%
豊能町	227,775,231	226,484,983	99.43%	245,504,932	244,174,965	99.46%
能勢町	98,527,207	97,776,900	99.24%	97,696,849	96,867,099	99.15%
忠岡町	129,599,034	128,286,824	98.99%	134,693,441	133,742,004	99.29%
熊取町	268,493,600	267,594,310	99.67%	275,618,371	274,592,313	99.63%
田尻町	55,387,034	54,686,680	98.74%	55,765,246	55,392,265	99.33%
岬町	164,068,134	162,944,404	99.32%	170,504,937	170,017,132	99.71%
太子町	99,989,192	98,415,970	98.43%	101,529,663	100,821,745	99.30%
河南町	142,414,827	141,620,149	99.44%	143,231,557	142,571,040	99.54%
千早赤阪村	50,806,760	50,806,760	100.00%	49,775,864	49,775,864	100.00%
合計	64,561,650,168	63,776,952,143	98.78%	66,819,810,683	66,104,658,476	98.93%

注：収納率は小数点第3位を四捨五入。

○ 全国の広域連合における保険料収納率の推移(平成20年度～22年度)

No.	広域連合	平成20年度	平成21年度		平成22年度		
		収納率(%)	収納率(%)	対前年度比	収納率(%)	対前年度比	順位
1	北海道	98.90	99.09	0.19	99.21	0.12	29
2	青森県	98.84	99.06	0.22	99.07	0.01	38
3	岩手県	99.21	99.33	0.12	99.34	0.01	19
4	宮城県	98.63	98.96	0.33	98.20	-0.76	46
5	秋田県	99.16	99.34	0.18	99.37	0.03	14
6	山形県	99.36	99.42	0.06	99.47	0.05	9
7	福島県	98.86	99.07	0.21	99.10	0.03	36
8	茨城県	98.82	99.03	0.21	99.08	0.05	37
9	栃木県	98.82	99.05	0.23	99.16	0.11	32
10	群馬県	99.19	99.16	-0.03	99.42	0.26	10
11	埼玉県	98.63	98.95	0.32	99.12	0.17	35
12	千葉県	98.73	98.90	0.17	98.96	0.06	43
13	東京都	97.85	98.55	0.70	98.66	0.11	45
14	神奈川県	98.76	98.96	0.20	99.06	0.10	40
15	新潟県	99.35	99.45	0.10	99.49	0.04	4
16	富山県	99.08	99.24	0.16	99.37	0.13	13
17	石川県	99.28	99.39	0.11	99.48	0.09	6
18	福井県	98.90	99.22	0.32	99.35	0.13	18
19	山梨県	98.62	99.00	0.38	99.21	0.21	28
20	長野県	99.32	99.40	0.08	99.47	0.07	8
21	岐阜県	99.19	99.34	0.15	99.40	0.06	12
22	静岡県	98.71	98.86	0.15	99.07	0.21	39
23	愛知県	99.12	99.26	0.14	99.40	0.14	11
24	三重県	98.91	99.08	0.17	99.30	0.22	21
25	滋賀県	99.41	99.49	0.08	99.59	0.10	2
26	京都府	98.98	99.00	0.02	99.14	0.14	34
27	大阪府	98.40	98.56	0.16	98.78	0.22	44
28	兵庫県	98.87	99.07	0.20	99.21	0.14	30
29	奈良県	98.96	99.25	0.29	99.32	0.07	20
30	和歌山県	98.70	99.02	0.32	99.16	0.14	33
31	鳥取県	99.29	99.49	0.20	99.48	-0.01	7
32	島根県	99.64	99.62	-0.02	99.67	0.05	1
33	岡山県	99.02	99.15	0.13	99.24	0.09	26
34	広島県	99.18	99.33	0.15	99.36	0.03	17
35	山口県	98.99	99.26	0.27	99.49	0.23	5
36	徳島県	98.71	99.04	0.33	99.27	0.23	24
37	香川県	99.30	99.35	0.05	99.37	0.02	16
38	愛媛県	99.08	99.31	0.23	99.37	0.06	15
39	高知県	98.88	99.00	0.12	99.06	0.06	41
40	福岡県	98.61	98.80	0.19	99.00	0.20	42
41	佐賀県	99.07	99.36	0.29	99.50	0.14	3
42	長崎県	99.17	99.20	0.03	99.29	0.09	23
43	熊本県	98.83	99.09	0.26	99.26	0.17	25
44	大分県	98.97	99.09	0.12	99.22	0.13	27
45	宮崎県	98.70	99.09	0.39	99.16	0.07	31
46	鹿児島県	99.02	99.21	0.19	99.30	0.09	22
47	沖縄県	96.33	97.63	1.30	98.01	0.38	47
	全国平均	98.75	99.00	0.25	99.10	0.10	—

※平成24年2月3日付、厚生労働省公表数値（平成22年度は速報値）により作成。

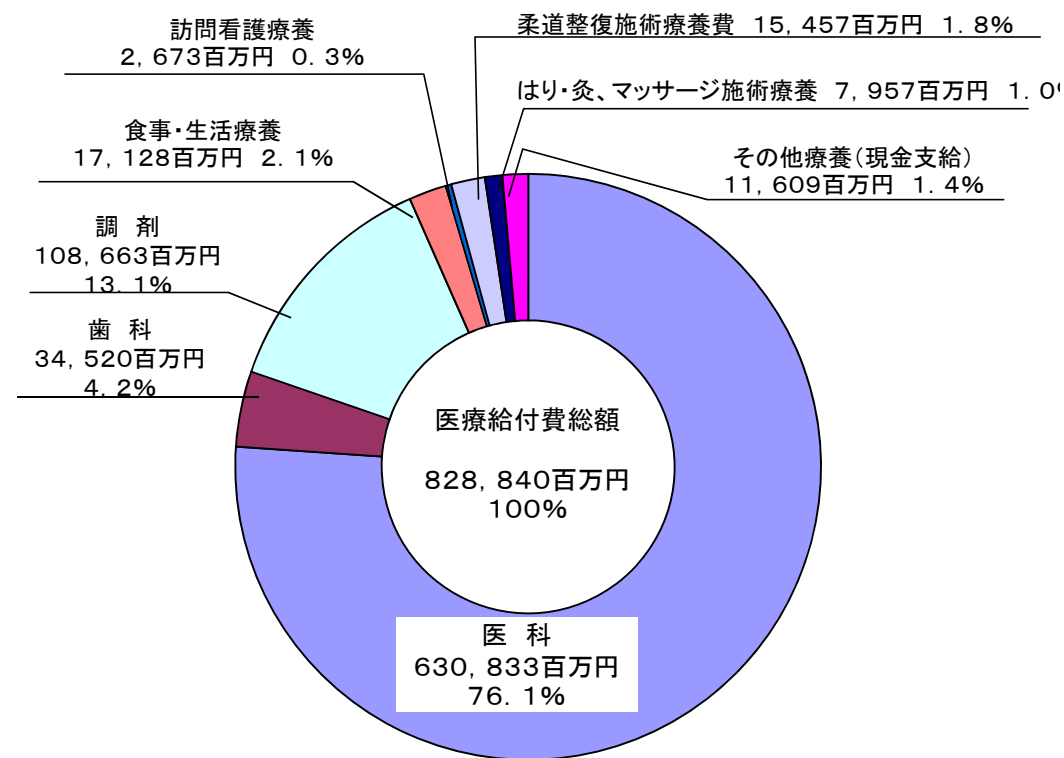
○ 医療給付費の年度別比較

	平成21年度(決算)	平成22年度(決算)	平成23年度(決見)
医療給付費	724,339,586,562 円	780,379,964,244 円	828,839,568,193 円
増減	—	56,040,377,682 円	48,459,603,949 円
対前年比	—	107.7 %	106.2 %
被保険者数平均 (3月～2月)	765,932 人	801,544 人	839,210 人
増減	—	35,612 人	37,666 人
1人当り給付費	945,697 円	973,596 円	987,643 円
増減	—	27,899 円	14,047 円
対前年比	—	103.0 %	101.4 %

注

- ・平成21年度から高額介護合算が実施。
- ・医療給付費は、審査支払手数料、葬祭費を除く。

平成23年度医療給付費内訳(見込)



※3月から2月診療分の12ヶ月

1人当たり給付額 987,643

○ 平成22年度 1人当たり給付費

(単位：円)

	給 付 費	被保険者数 (年平均)	1人当たり		
			給付費	順位	
1	北海道	661,595,300,195	667,265	991,503	3
2	青森	131,691,911,062	181,374	726,079	38
3	岩手	130,809,768,844	195,974	667,485	47
4	宮城	198,812,879,886	265,674	748,334	32
5	秋田	129,210,404,167	177,211	729,133	37
6	山形	131,880,461,409	184,275	715,672	41
7	福島	210,045,451,621	277,810	756,076	30
8	茨城	237,034,854,574	321,210	737,944	35
9	栃木	159,442,107,233	220,395	723,438	40
10	群馬	178,964,799,777	237,665	753,013	31
11	埼玉	441,566,382,217	577,401	764,748	29
12	千葉	387,325,351,923	545,644	709,850	42
13	東京都	942,487,359,883	1,170,085	805,486	25
14	神奈川県	557,337,881,721	761,499	731,896	36
15	新潟	226,344,766,387	336,848	671,949	46
16	富山	118,418,193,359	153,258	772,672	28
17	石川	127,633,755,446	142,301	896,928	13
18	山梨	83,138,996,566	111,825	743,474	34
19	長野	212,101,830,927	311,637	680,605	45
20	岐阜	180,301,911,525	248,672	725,059	39
21	静岡県	301,744,919,099	434,704	694,139	44
22	愛知	567,390,181,678	679,495	835,017	17
23	福井	87,217,829,035	108,929	800,685	26
24	三重	157,164,913,854	224,286	700,734	43
25	滋賀	115,938,378,386	142,119	815,784	22
26	京都	258,543,190,363	286,824	901,400	12
27	大阪	780,379,964,244	801,544	973,596	4
28	兵庫	501,338,376,956	602,241	832,455	18
29	奈良	126,953,683,413	154,624	821,048	21
30	和歌山	115,457,884,942	141,995	813,112	23
31	鳥取	64,216,647,683	86,000	746,705	33
32	島根	94,162,038,120	121,029	778,012	27
33	岡山	215,759,351,779	249,510	864,732	15
34	広島	324,905,116,195	341,423	951,620	6
35	山口	194,692,072,704	214,381	908,159	11
36	徳島	94,834,976,062	114,484	828,369	19
37	香川	112,213,608,511	136,199	823,895	20
38	愛媛	169,231,381,876	197,314	857,675	16
39	高知	118,919,736,822	118,741	1,001,505	2
40	福岡	580,717,143,795	549,575	1,056,666	1
41	佐賀	104,821,117,898	113,036	927,325	8
42	長崎	187,435,611,795	196,772	952,552	5
43	熊本	225,120,697,245	255,304	881,775	14
44	大分	153,785,474,858	168,207	914,263	10
45	宮崎	126,431,762,649	156,543	807,649	24
46	鹿児島	238,912,496,204	254,216	939,801	7
47	沖縄	107,449,031,531	117,106	917,537	9
	全国計	11,571,881,956,419		816,969	

広域連合調べ

○ 平成23年度健康診査受診状況(平成24年5月末現在)

No.	市町村名	被保険者数	個別健診	集団健診	人間ドック	合計	受診率	◎参考 平成22年度 受診率
1	大阪市	260,636	30,114	1,441	732	32,287	12.39%	12.61%
2	堺市	78,456	14,029		548	14,577	18.58%	17.98%
3	岸和田市	19,732	3,303		63	3,366	17.06%	16.41%
4	豊中市	36,813	8,552	344	350	9,246	25.12%	22.93%
5	池田市	10,545	5,403		52	5,455	51.73%	48.37%
6	吹田市	30,766	11,602		114	11,716	38.08%	38.11%
7	泉大津市	6,703	1,648		29	1,677	25.02%	23.48%
8	高槻市	34,656	9,361		281	9,642	27.82%	26.93%
9	貝塚市	8,616	1,628		16	1,644	19.08%	19.72%
10	守口市	14,224	746	1,692	20	2,458	17.28%	17.09%
11	枚方市	34,012	6,009		194	6,203	18.24%	17.73%
12	茨木市	21,706	5,314	334	54	5,702	26.27%	24.43%
13	八尾市	25,674	4,521	401	150	5,072	19.76%	19.75%
14	泉佐野市	9,965	1,741		40	1,781	17.87%	18.26%
15	富田林市	11,959	3,803		135	3,938	32.93%	32.53%
16	寝屋川市	20,697	6,988		87	7,075	34.18%	35.10%
17	河内長野市	12,264	3,479		43	3,522	28.72%	28.33%
18	松原市	11,905	2,104		55	2,159	18.14%	17.19%
19	大東市	10,099	2,554		34	2,588	25.63%	25.72%
20	和泉市	14,206	3,712		77	3,789	26.67%	27.25%
21	箕面市	11,433	3,211		320	3,531	30.88%	30.34%
22	柏原市	6,795	1,619		55	1,674	24.64%	24.82%
23	羽曳野市	11,895	3,079		123	3,202	26.92%	26.18%
24	門真市	10,369	2,660		15	2,675	25.80%	24.75%
25	摂津市	6,183	746	376	5	1,127	18.23%	17.69%
26	高石市	6,109	1,152		35	1,187	19.43%	18.87%
27	藤井寺市	6,654	1,924		40	1,964	29.52%	28.77%
28	東大阪市	45,158	7,720		163	7,883	17.46%	16.61%
29	泉南市	5,985	1,003		89	1,092	18.25%	17.74%
30	四條畷市	4,349	833		14	847	19.48%	21.52%
31	交野市	6,507	1,058		34	1,092	16.78%	16.06%
32	大阪狭山市	5,238	1,210		30	1,240	23.67%	21.59%
33	阪南市	5,538	759		14	773	13.96%	14.10%
34	島本町	2,815	443		12	455	16.16%	15.45%
35	豊能町	2,581	1,152		53	1,205	46.69%	43.56%
36	能勢町	1,744	101	323	7	431	24.71%	30.55%
37	忠岡町	1,920	306		5	311	16.20%	17.11%
38	熊取町	3,641	514		26	540	14.83%	15.01%
39	田尻町	842	178		1	179	21.26%	17.26%
40	岬町	2,515	255	49	2	306	12.17%	12.58%
41	太子町	1,372	336		16	352	25.66%	24.19%
42	河南町	1,995	339	196	8	543	27.22%	22.63%
43	千早赤阪村	891	256		5	261	29.29%	25.71%
合計		826,163	157,465	5,156	4,146	166,767	20.19%	19.79%

被保険者数は平成23年4月1日現在

○ ジェネリック医薬品差額通知にかかる報告について

1. 利用差額通知の送付

- 対象者 ・生活習慣病等慢性疾患のお薬を14日以上処方されている方で
・ジェネリック医薬品を利用した場合に500円以上の差が生じる方

送付日 平成24年1月6日

結 果 (1)切替率全体

通知枚数	切替	切替率
11,054	2,407	21.77%

(2)切替率年齢別

	通知枚数	切替	切替割合
74歳以下	138	39	28.26%
75歳	1,166	290	24.87%
76歳	1,356	293	21.61%
77歳	1,171	257	21.95%
78歳	1,185	260	21.94%
79歳	1,182	243	20.56%
80歳	995	196	19.70%
81歳	937	200	21.34%
82歳	828	176	21.26%
83歳	831	179	21.54%
84歳	677	146	21.57%
85歳	588	128	21.77%
合計	11,054	2,407	21.77%

(3)負担割合別

	通知枚数	切替	切替割合
3割負担	4,651	1010	21.72%
1割負担	6,403	1397	21.82%

2. 全体のジェネリック利用率

	H23.6	H24.1	H24.2	H24.3	H24.4
利用率	23.7%	24.5%	24.9%	25.0%	25.8%

3. その他

- ・ジェネリック医薬品利用に周知用として、お知らせチラシを作成し、全被保険者に配布。

○ 高齢者医療制度を巡る国の動向

- **平成 18 年 5 月、「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立。6 月 公布。**

財政運営の責任主体の明確化とともに、高齢者の保険料と現役世代（0 歳から 64 歳まで）の負担の明確化、公平化を図ることを目的として、75 歳以上の高齢者を対象に独立した「後期高齢者医療制度」の平成 20 年度創設が謳われた。

また、法律名を「老人保健法」から「高齢者の医療の確保に関する法律」に変更し、制度名を「老人保健制度」から「後期高齢者医療制度」に変更した。
- **平成 20 年 4 月 1 日、後期高齢者医療制度施行。**

当制度により、75 歳以上等の高齢者は、現在加入の保険から脱退して個々に新制度に加入し保険料を納付する必要があることや、保険料は原則として年金から天引きされることなど、各方面からの不安や批判が続出した。
- 平成 21 年 9 月、民主党・社民党・国民新党が政権与党となる。この時の民主党の総選挙マニフェストに「後期高齢者医療制度は廃止」と掲げられた。
- **平成 21 年 11 月、国が高齢者医療制度改革会議を設置。**

後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度について具体的に検討。
- **平成 22 年 12 月、高齢者医療制度改革会議が最終とりまとめ。**
- **平成 24 年 2 月、国は社会保障・税一体改革大綱を閣議決定。**

『高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。』ことが盛り込まれる。
- 平成 24 年 6 月、民主、自民、公明の与野党 3 党は「社会保障制度改革推進法案」を 3 党合意し、国会に共同提出。
- **8 月 10 日、「社会保障制度改革推進法案」が参議院本会議で可決、成立。**

『高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること』とされた。（別紙参照）

社会保障制度改革推進法案(抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大するとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、**社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進すること**を目的とする。

第二章 社会保障制度改革の基本方針

(医療保険制度)

第六条 政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）その他の法律に基づく医療保険制度（以下単に「医療保険制度」という。）に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持するとともに、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

- 一 健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保すること。
- 二 医療保険制度については、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ること。
- 三 医療の在り方については、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備すること。
- 四 **今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。**

お薬代負担軽減のご案内

～ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用してみませんか？～

「お知らせ」の目的

ジェネリック医薬品の正しい情報を提供し、被保険者の皆様の選択肢を広げることにより、お薬代の負担の軽減や医療保険財政の改善につなげることを目的としております。必ず切り替えなければならぬものではありません。

送付対象者（すべての被保険者の方にお送りしているものではありません。）

- ① 主に生活習慣病等の医薬品を処方されている方
- ② 長期にわたって処方されている方
- ③ お薬代が一定以上軽減される方

ジェネリック医薬品とは？

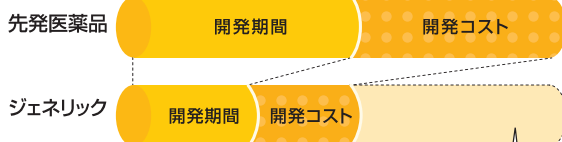
効き目や安全性が実証されているお薬（先発医薬品）と主成分が同一であることなどが審査され、国から製造・販売が承認された安価なお薬です。

ジェネリック医薬品に切り替えるには？

かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。
※処方せんの「変更不可」欄に医師のサインがなければ、薬局で変更できます。

ポイント 先発医薬品より安価で経済的です

先発医薬品とジェネリックの開発コスト



開発期間が短く、開発コストが抑えられるのでお薬代が安くできます。

- (注1)先発医薬品と色・大きさ・形などが異なる場合があります。
(注2)使用できる病気(効能)が異なるなどの理由で切り替えることができない場合があります。

ご理解を！

- すべての先発医薬品に対して、ジェネリック医薬品があるわけではありません。
- 医療機関・薬局で常備できる医薬品には限りがあります。医薬品によっては、取り寄せるなどご用意するのに時間がかかることがあります。

病院・診療所にて…

先生、このお薬はジェネリックに変えられますか？



はい、この薬なら変えられますよ。

または

薬局にて…

処方せんはこれですが、ジェネリックに変えられますか？



3種類のお薬が出てますね。2種類はジェネリックにできますよ。

わからないときは？

お問い合わせください。(通話無料)



0120-433-400
(FAX 0120-775-323)

